

出雲市貸付金の返還債務の免除について（看護師養成奨学金）

出雲市貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成23年出雲市条例第132号。平成23年9月30日施行）第3条の規定に基づき、平成29年度において下記のとおり貸付金の返還債務を免除しましたので報告します。

記

資金の種類	貸付金の内容	免除要件	免除の範囲	件数(件)	貸付金額(円)	免除金額(円)
看護師養成奨学金	総合医療センターにおける看護師を安定的に確保するため、看護師養成の学校等を卒業する日の属する年度に実施される医療センター看護師採用試験及び看護師国家試験に合格後、直ちに、職員として総合医療センターに勤務する意思を有している者に対して、正規の修学期間を超えない期間で貸与した資金。	奨学金の貸与を受けた者が、卒業年度に実施した看護師採用試験に合格後、直ちに、職員として総合医療センターに勤務した期間が奨学金の貸与を受けた期間に達したとき。	債務の全部	1	1,800,000	1,800,000
		奨学金の貸与を受けた者が、勤務期間中において、公務若しくは通勤により死亡し、又は公務若しくは通勤に起因する心身の故障のため、勤務を継続することができなくなった事由以外の事由で退職することとなったとき。	債務の一部	1	1,800,000	650,000

【内訳】

免除の範囲	対象者	貸与期間	入職日	免除日
債務の全部	職員	H24.4～H27.3(36月)	H27.4	H30.3
債務の一部	元職員	H25.4～H28.3(36月)	H28.4	H29.4